**フューエルポンプ点検・交換対応作業 修理注文書**

受注者：　＿＿＿＿＿**株式会社　＿＿店**　　＿＿　　殿

発注者：**ホンダカーズ＿＿＿＿＿＿＿＿店**

**発注者法人名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

住所：**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

TEL：**＿＿＿＿＿＿＿＿＿**　FAX：**＿＿＿＿＿＿＿＿**

**e-mailアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

**インボイス登録番号：T＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿**

下記の通り注文いたします。本注文をお受け頂ける場合は、同封の請書に記名捺印又は署名の上、

当社へFAX又は電子データでご連絡頂き、FAX連絡の場合、原本を当社へご郵送ください。

（本注文書は貴社でお持ちください）

記

複数台の場合は、別表・要素一緒で建てる

複数日でも契約上問題ない。

|  |  |
| --- | --- |
| 発注日：　　　　年　　　月　　　日 | 発注№　202406-001 |
| **委託業務の内容**お客様車両に対する市場措置改修に関わる部品点検・交換作業作業No　 R5423 ・G3728 　　　　　　　　　 　作業名称：　　フューエルポンプの点検・交換　　　　　　　　車両：（車種）　　　（型式）　　　　（FNo.）　　　　　　　　　　（登録番号）　　　　　　　　　　　　　 |
| **見積金額　金00,000円（税抜）****但し経費は実費とする** |  |
| **納期：**　　　　年　　　月　　日 | **納入場所：HondaCars　拠点内・拠点外** |

※納期までに、当該車両に対する依頼作業を終えてください。

**本注文に関するその他契約条件については、裏面をご確認ください。**

ホンダカーズ確認者

**契約条件**

第１条（契約の目的）

１．発注者（以下、「甲」という。）は、受注者（以下、「乙」という。）に対して、甲のお客様が利用する製品に対する修理等の業務（以下、「委託業務」といい、詳細は表面に記載する。）の遂行を委託し、乙は、これを受託する。

２．乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行し、甲の要請があった都度その進捗状況を甲に報告する。

３．乙は、納期までに委託業務を遂行できないとき又はそのおそれが生じたときは、直ちに甲にその旨を通知し、その後の対応について、双方協議して定める。ただし、委託業務の不履行が乙の責めに帰すべき事由による場合には、乙は、自らの責任と費用負担により、直ちに完全な履行となるよう追完する。

４．乙は、乙の責めに帰すべき事由により、委託業務の遂行に起因してお客様又は第三者からクレーム又は損害賠償の請求等を受けた場合には、自らの責任と費用負担によりそれを処理し、甲に何らの損害を与えない。

第２条（契約の成立）

本契約は、甲が乙に対して本注文書を交付し、乙が甲に対して注文請書を交付することにより成立する。

第３条（委託業務の成果物の納入）

１．乙は、表面記載の納期、納入場所にて、委託業務を完了させた車両（以下、「成果物」という。）を甲に引渡し、甲は５営業日以内に検収を行うものとし、検収の完了をもって、委託業務の完了とする。

２．甲及び乙は、甲が、乙が甲に成果物を引渡す際に、甲の指定する第三者に受け取りを委任することがあることを確認する。

３．乙は、甲に対して、成果物が甲の指示の通り作業・修理等されたことを保証する。

４．委託業務の完了日から６ヶ月以内に、成果物に瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は、その原因について協議を行う。

５．前項の協議の結果、成果物の瑕疵が乙の責めに帰すべき事由によるものと認定された場合には、乙は、自らの責任と費用負担によりその瑕疵を速やかに修補する。

第４条（対価・支払い）

１．本契約に基づく委託業務の対価は、事前に甲乙間で協議の上決定し、本注文書に記載した金額とする。

２．乙は、委託業務終了後に前項の対価、その他甲乙間で合意した運用経費がある場合にはその金額及びそれらの適用税率と消費税相当額を記載した請求書を甲に交付し、乙は、請求書記載の支払期日（但し、委託業務完了日から60日を超えないものとする）までに、乙が別途指定しない場合以下の銀行口座に振り込むことにより支払う

|  |
| --- |
| =●●●銀行　　●●支店　普通・当座：　9999999口座名義人：　（カ）●● |

第５条（貸与品）

１．甲は、甲が委託業務の遂行に必要があると認めたときは、甲の有する機械、工具又は器材若しくは仕様書等、書面、電子データその他の資料（以下、「貸与品」という。）を乙に貸与する。

２．乙は、善良なる管理者の注意をもって貸与品を管理し、これを委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に譲渡し、貸渡し若しくは担保に提供その他の処分を行ってはならない。

３．乙は、甲が要請した場合又は貸与品が委託業務の遂行に不要となった場合には、直ちにこれを甲へ返還し、又は甲の指示に従った措置をとらなければならない。

４．乙は、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除き、貸与品の改造、複製及び改変その他の変更を加えてはならない。

５．乙は、貸与品の使用又は管理につき、事故が発生し、乙又は乙の役員、従業員若しくはその他乙の使用する者に業務上の負傷その他の損害が発生した場合、甲の過失によるものを除き、甲はその責を負わない。

第６条（秘密保持）

１．乙は、秘密である旨を明示されて甲から開示を受けた情報及び合理的な見地から甲又は甲の関係会社若しくは取引先の秘密である事を理解しうる情報（以下、一括して「秘密情報」という。）を秘密として保持しなければならず、かつ、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除き、これを第三者に開示し、又は漏洩してはならない。乙は、事前の書面による甲の承諾なく、甲の秘密情報を委託業務以外の目的に使用してはならない。

２．次の各号に定める事項は秘密情報から除外される。

（１）開示の時点で既に公知の事項又はその後乙の責によらずに公知となった事項

（２）乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した事項

（３）開示の時点で既に乙が保有している事項

（４）秘密情報を用いることなく乙が独自に開発した事項

３．乙は、乙の役員、従業員、その他委託業務の遂行のために使用した者にも第１項の義務を遵守させ、そのために必要な措置を講じる。

４．甲は、乙が前三項の規定に違反したときは、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

第７条（個人情報の取扱い）

１．乙は、本契約に基づいて甲から預託された個人情報を、委託業務の遂行の目的にのみ使用し、目的外に使用し又は第三者に開示しもしくは提供してはならない。

２．乙は、当該個人情報を厳重に管理し、散逸、紛失、漏洩等の事故を防止するため合理的な安全対策を講じなければならない。

３．乙は、自らの役員及び従業員に対しても当該個人情報に関する管理・教育を徹底しなければならない。

４．乙は、リコール対象車両に係る甲から取得した個人情報を委託業務の遂行以外の目的に利用してはならず、甲から要請があったとき又は委託業務が終了したときは、当該個人情報を速やかにすべて破棄又は削除しなければならない。

第８条（再委託）

１．乙は、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除き、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

２．乙は、前項の承諾を得て委託業務を第三者に再委託する場合には、当該再委託先に対し、乙が本契約に基づき甲に対して負う義務と同等の義務を負わせるとともに、甲に対し、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

３．乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告しなければならず、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は、乙に対し、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。

第９条（権利義務の移転禁止）

乙は、事前の書面による甲の承諾を得た場合を除き、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第１０条（損害賠償）

１．乙は、本契約の履行につき、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらないときは、この限りでない。

２．前項の規定に関わらず、甲が第三者に対しその損害を賠償したときは、甲は、乙にこれを求償することができる。

第１１条（反社会的勢力等の排除）

１．甲及び乙は、本契約締結時において、自身が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないこと、及びその取締役、執行役員その他実質的に経営を支配する者（甲又は乙が自然人である場合は、自身）が上記団体等の構成員等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを約する。

２．甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないことを約する。

（１）相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第１２条（契約解除）

１．甲及び乙は、相手方が本契約上の債務を履行しない場合には、相当の期間を定めてその履行を催告のうえ本契約の全部又は一部を解除することができる。

２．前項の規定にかかわらず、乙に次の各号の一に当たる事由が生じた場合には、甲は、本契約の全部又は一部を直ちに解除することができる。

（１）第６条（秘密保持）に違反したとき

（２）監督官庁より営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき

（３）手形若しくは小切手の不渡を出し、又は銀行取引停止処分を受けたとき

（４）破産、民事再生、会社更生又は特別清算の各手続開始の申立があったとき

（５）差押、仮差押、仮処分、競売若しくは強制執行の申立又は公租公課等の滞納による督促があったとき

（６）解散、合併、清算又は営業の重要な部分の譲渡の決議をしたとき

（７）その他本契約を継続しがたい事由が発生したとき

３．前二項により本契約が解除された場合といえども、甲の乙に対する損害賠償請求は、妨げられない。

４．第２項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方に前条第１項の規定に反する事実があった場合又は相手方が前条第２項の規定に違反した行為を行った場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することができ、かつ、なんら催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

５．前項の規定により解除権を行使した当事者は、本契約を解除したことによって相手方が損害を被った場合であっても、当該損害を賠償する責を負わない。

第１３条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第１４条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈において疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、解決する

**フューエルポンプ点検・交換対応作業 修理注文請書**

　**ホンダカーズ\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_店**御中

発注者：**ホンダカーズ\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_店**

住所：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_**

TEL：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_**　FAX：**\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_**

**e-mailアドレス：\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_**

**登録番号：T\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_**

|  |
| --- |
| 下記の注文内容及び裏面の契約条件について、了承し、お受けいたしました。　　　　年　　　月　　　日（住所）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（FAX）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（名称）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞（担当者）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

記

|  |  |
| --- | --- |
| 発注日：　　　　　年　　　月　　　日 | 発注№202406-001 |
| **委託業務の内容**お客様車両に対する市場措置改修に関わる部品点検・交換作業作業No　 R5423 ・G3728　　　　 　　　　　　　 作業名称：　　フューエルポンプの点検・交換　　　　　　　　　　車両：（車種）　　　　　　　（型式）　　　　　　　（FNo.）　　　　　　　（登録番号）　　　　　　　 |
| **見積金額　金00,000円（税抜）****但し経費は実費とする** |  |
| **納期：**　　　　　年　　　月　　　日 | **納入場所：HondaCars　拠点内・拠点外** |

※納期までに、当該車両に対する市場措置作業を終えてください。

**本注文に関するその他契約条件については、裏面をご確認ください。**

**※取引金額が金10,000円を超える場合は収入印紙の貼り付けが必要です。**

収入印紙貼り付け